

## 政令第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第十二条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「第二条の四第五号ワ」を「第二条の四第五号チ(6)」に改め、同条第六号及び第七号中「第二条の四第五号ン」を「第二条の四第五号ヌ(25)」に改める。

第二条の四第五号トからヌまでを次のように改める。

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）であつて次に掲げるもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分

するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(1) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、一・四―ジオキサンを含むもの

チ 次に掲げるばいじん又は燃え殻（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(1) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(3) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号若しくは第十三号の二又は別表第三の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、これらの号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、六価クロム化合物を含むもの

(4) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第十三号の二又は別表第三の七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、砒素ひ又はその化合物を含むもの

(5) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの

(6) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第一号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一〇の項に掲げる施設において生じ

たものに限る。)であつて、ダイオキシン類を含むもの

リ 次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) 廃溶剤(トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

(2) 廃溶剤(テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一・二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

(3) 廃溶剤(ジクロロメタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一・三の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

(4) 廃溶剤(四塩化炭素に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一・四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

(5) 廃溶剤(一・二―ジクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一・五の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

- (6) 廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (7) 廃溶剤（シス―一・二―ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (8) 廃溶剤（一・一―トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (9) 廃溶剤（一・一・二―トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (10) 廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (11) 廃溶剤（ベンゼンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
- (12) 廃溶剤（一・四―ジオキサンの限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の

二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)

又 次に掲げる汚泥、廃酸又は廃アルカリ(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(2) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの

(3) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、有機<sup>りん</sup>燐化合物を含むもの

(5) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、六価クロム化合物を含むもの

- (6) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、砒素又はその化合物を含むもの
- (7) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、シアン化合物を含むもの
- (8) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
- (9) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、トリクロロエチレンを含むもの
- (10) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、テトラクロロエチレンを含むもの
- (11) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、ジクロロメタンを含むもの
- (12) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、四塩化炭素を含むもの

(13) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、一・二―ジクロロエタンを含むもの

(14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、一・一―ジクロロエチレンを含むもの

(15) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、シス―一・二―ジクロロエチレンを含む

もの

(16) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、一・一―トリクロロエタンを含むも

の

(17) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて、一・一・二―トリクロロエタンを含むも

の

- (18) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、一・三―ジクロロプロペンを含むもの
- (19) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）を含むもの
- (20) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの
- (21) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて、S―四―クロロベンジル||N・N―ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの
- (22) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる

工場又は事業場において生じたものに限る。〕であつて、ベンゼンを含むもの

- (23) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。〕であつて、セレン又はその化合物を含むもの

- (24) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。〕であつて、一・四―ジオキサンを含むもの

- (25) 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。）、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。〕であつて、ダイオキシン類を含むもの

第二条の四第五号ルからンまでを削り、同条第七号及び第八号中「一四の項」を「一〇の項」に改める。

第六条第一項第三号ハ(2)中「から六の項まで」を「から七の項まで」に改め、同号ル中「及びヨ」を「及びタ」に改め、同号ソ中「二二の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

第六条の五第一項第三号イ(2)中「から六の項まで」を「から七の項まで」に改め、同号ニ中「同条第五号カからウまで」を「同条第五号リ(1)から(12)まで」に改め、同号ソ中「第二条の四第五号ワ」を「第二条の四

第五号チ(6)」に、「一四の項」を「一〇の項」に改め、同号ツ中「及び二四の項」を「二四の項及び二五の項」に改める。

別表第三中四の項を削り、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三	第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設（第二条の四第五号ト(2)、リ(12)及びヌ(24)に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。）
---	---

別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、一〇の項を削り、一一の項を八の項とし、一二の項を削り、一三の項を九の項とし、一四の項から二四の項までを四項ずつ繰り上げ、二五の項を二一の項とし、同項の次に次のように加える。

二二	水質汚濁防止令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イ及びニ、第三十七号チ、第三十八号の二、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四―ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四―ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四―ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設
----	---

別表第三中二六の項を二三の項とし、二七の項から四七の項までを三項ずつ繰り上げ、四八の項を四五の

項とし、同項の次に次のように加える。

四六

別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場

別表第三の四九の項中「二四の項」を「二五の項」に改め、同項を同表の四七の項とする。

別表第三の三に次の一号を加える。

三十三 一・四―ジオキサソ

別表第四の二の項第三欄中「三の項」を「四の項」に改め、同表の四の項第三欄中「七の項」を「六の項」に改め、同表の五の項第三欄中「九の項」を「七の項」に改め、同表の六の項第三欄中「一一の項」を「八の項」に改め、同表に次のように加える。

七

別表第三の二二の項の下欄に掲げる施設において生じた廃油の焼却施設及び別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しく

一・四―ジオ

キサソ

は廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設

別表第五中二四の項を二五の項とし、一三二の項の次に次のように加える。

二四	水質汚濁防止令別表第一第二十一号ハ、第三十三号イからニまで、リ及びヌ、第三十七号イからハマで、チ及びタ、第三十八号の二、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四―ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四―ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四―ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	一・四―ジオキサン
----	--	-----------

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「第二条の四第五号ワ」を「第二条の四第五号チ(6)」に改める。

## 理由

一・四―ジオキサンを含む廃棄物を適正に処理するため、ばいじん、廃油、汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて一・四―ジオキサンを含むものを特別管理産業廃棄物に加える等の必要があるからである。